

1. 件名：「新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（高浜発電所第2号機の設計及び工事計画変更認可申請（A、Bループ余熱除去系第2入口弁弁ふた取替工事））【2】」
2. 日時：令和4年11月10日（木）16時00分～17時20分
3. 場所：原子力規制庁 9階A会議室（一部TV会議システムを利用）
4. 出席者：（※・・・TV会議システムによる出席）

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

奥企画調査官、中川上席安全審査官、鈴木主任安全審査官、伊藤安全審査官

関西電力株式会社：

原子力事業本部 保全計画グループリーダー※ 他7名（7名中5名はTV会議システムによる出席）

#### 5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

#### 6. その他

提出資料：

- ・資料1 高浜2号機 A, Bループ余熱除去系第2入口弁弁ふた取替えに係る設計及び工事計画変更認可申請書について 補足説明資料
- ・参考資料1 誤記修正箇所について

以上

時間	自動文字起こし結果
0:00:01	瀬戸伊藤です。それでは高浜の弁ふた取りかえ工事の片りんのヒアリングを始めたいと思います。
0:00:10	本日は資料をいただいています。
0:00:15	一つは、補足説明資料、
0:00:20	これは8月23日にもらったものから、中身は変わらないという認識でいます。それで、参考資料1として1枚、誤記修正の資料をもらっております。
0:00:35	資料には目を通しておりますので、差し支えなければ、
0:00:41	この資料以外のところも含めてなんですけれども質問から入りたいと思いますけれどもよろしいでしょうか。
0:00:49	はい。
0:00:54	はい。それでは早速ですけれども、
0:01:01	それでは、今回出していただいた誤記修正の資料のところからいきます。この資料で新規制の時の工認の動きを、
0:01:13	修正しますと、
0:01:15	いうところはわかりました。
0:01:18	それから、
0:01:19	KASTに基づいて
0:01:23	セルフチェックとかダブルチェックとかを行っているというところわかったんですけれども、ちょっと何て言いますかねこれまでの経緯というか、
0:01:35	過去農ねえと、どこかのプラントの審査で何か、間違えて量に見つけてええと、
0:01:43	それに対してどういう対策をしたとか、何かそこら辺の経緯を話してもらうことでできますでしょうか。
0:01:57	高浜発電所の所でございます。ただいまのご質問に対してですけれども、過去にですな美浜発電所高浜発電所ですな小此木が、
0:02:10	見つかったということで、当時寒川調査官との調整のやりとりがございまして、
0:02:20	そこでは当社の方として、社員の救命QMSで処理することで進めてさ進めさせていただいていると。
0:02:31	いうところで、当社としましては、今回ここにも書かせていただいておりますけれども、申請書作成箇所でのセルフチェック及びダブルチェック。
0:02:43	並びに確認箇所の再度チェック。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:02:45	を実施して同様の動きが発生しないよう申請調書のチェックを行って申請しているという状況でございます。
0:02:56	以上です。
0:03:28	すいません規制庁の奥でございます。ご説明ありがとうございます。
0:03:32	もうちょっと教えていただきたいんですけども、この件今回、明らかな動き、一部数値ですとか記載の修正が、動きがあったということで、修正をいただいているわけですが、この件にどうぞ。
0:03:44	いつ、どうして気が付いたのかっていうあたりもう少し細かくご説明お願いしてよろしいでしょうか。
0:03:53	関西電力高浜発電所の志和屋です。今回出さしていただいた動きにつきましては、この7項目ほど挙げてございますけれども、こちらにつきましては今回、申請書を作成するにあたり、
0:04:07	再度確認をした際に、見つかったものでございます。
0:04:14	見つかった経緯にしましては、このこのQMSに基づきでのチェックの中でですね、やっぱり作成活動の確認の中で、
0:04:25	こういうものが見つかったと、というような形でございます。
0:04:33	はい、ありがとうございます。もう1点なんですけども過去のある意味5期以降気が付いたっていう手ですのでこれはもう、
0:04:42	機械に応じ、見て確認していくしか仕方がない部分だと思うんですが、
0:04:46	すべての今後の再発防止っていう観点からすると、先ほどご説明いただいたセルフチェックダブルチェック作業チェック、こういう辺りを機能させて同じような
0:04:57	対応が生じないように、現在文書作成等にあたっては、言及されてるそういう理解でよろしいでしょうか。
0:05:05	関西上関西電力志和屋でございます。ご理解の通りでございます。
0:05:13	規制庁の奥です。了解しました。ありがとうございます。
0:05:23	規制庁鈴木です。今、説明していただいた内、
0:05:28	ことは、結果としてやってますことしか書いてなくて、
0:05:34	参考1の、
0:05:37	2ポツの、
0:05:39	なお書きのところで、
0:05:45	申請書の作成においてはQMSに基づき、
0:05:48	云々チェックを行い申請していますこれはもうだって申請書に書いてあるから、わかってるんですよ。
0:05:54	そうそうじゃなくて、なぜ今回、チェックをやって、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:05:59	やった結果、
0:06:01	こういうところを、変更前のところで直さなきゃいけなくなったのかっていうところが、
0:06:08	今回見つかったことなのか。
0:06:11	それとも過去に、
0:06:15	高浜美浜って事例出されましたけど、実際に寒川調整官がやったのが多い、三、四、
0:06:22	の新規制で、
0:06:25	3号の認可直前になって、
0:06:30	具体的に、私が、
0:06:33	誤記じゃないかっていうして地域を30ヶ所クリアして、
0:06:38	10数ヶ所は、
0:06:40	動きでしたと。それが動きじゃありません。ただそれ以外に、
0:06:44	700ヶ所以上、誤記がありましたっていう報告が、
0:06:48	あって最終補正が入ったという経緯があって、
0:06:52	その経験を踏まえれば、
0:06:57	大井さん用については、そのときに動きチェックやって、間違いないものにしてるはずなので、
0:07:03	じゃあ美浜とか、
0:07:05	高浜三、四、一、二、
0:07:08	それについては、今後、
0:07:11	申請するときに、
0:07:14	確認した内容に基づいた、
0:07:17	適正化を、
0:07:19	しましようという教訓があって、
0:07:21	今回こういったことを、
0:07:24	申請の範囲においてやってきましたということ。
0:07:28	なのかなと思ってたんですけど、
0:07:32	そういうことではないですか。
0:07:37	関西電力、高浜発電所シワヤでございます。
0:07:41	ちょっと当時の経緯のところ、こちらの方でもちょっと確認させていただいたんですけども、平成29年の12月頃に、美浜3号機の工認、
0:07:51	のところの審査の中で、寒川調整官等、今言っていたいただいた内容のところを調整させていただいたというところがあります。その後、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:08:01	平成 30 年 1 月にですね高浜 12 号の工認につきましても、こちらにつきましては土肥イシイ審査官ですかね。いちいち審査官も含めて、
0:08:12	調整させたときに、寒川調整官との調整、結果と同様の対応ということで高浜 12 号機についても同様の対応をやると。
0:08:23	というような流れで調整がされたと、いうふうに認識してございます。
0:08:28	これ見つかったところっていうところはおっしゃる通り、この申請、
0:08:35	ここに書かれているようなセルフチェックとかダブルチェックを通して、見つかったものと、というような形でございます。
0:08:42	規制庁鈴木です何か今の話を聞いていると高浜 12 は対応済みのように聞こえるんですけど。
0:08:49	対応済みであったけれども漏れがあったということを今回言いたいってことですか。
0:08:56	関西電力白井でございます。そのような理解になります。
0:09:01	規制庁鈴木ですもしそうであれば、そう書いていただきたいんですね。で、
0:09:06	いや、チェックしてあるはずなんだけどなぜ、なぜか漏れていたってことであれば、その当時、QMSが機能していなかったのか。
0:09:18	それとも、関西電力のQMSの下部規定において、
0:09:23	やっぱりシステムのよろしくないところが、
0:09:27	あって、そうな、そういう抜けが出てしまったのかっていう。
0:09:31	どっちなんだろうなって疑問が出るわけですよ。
0:09:36	前者だったら、当時やっぱり十分やってなかったんですって。
0:09:42	そうなのそうするとじゃあ、
0:09:44	その当時言った内容何だったのって話になっちゃうし。
0:09:48	後者であれば、やっぱり
0:09:52	ものすごい数があるからね。
0:09:54	抜けちゃうものは抜けちゃうんだけど、絶えずそれをチェックをし続けるので、
0:10:01	だんだんだんだん減ってくはずですよ。
0:10:03	だって別にそうやって継続的改善だから、そういう仕組みになってるんですって言われればそうはそうなんだろうなって。
0:10:11	思いますし、それをね
0:10:14	申請のたびにこういうことを、
0:10:16	漏れてまして漏れてましたみたいな話が出てくると。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:10:20	ちょっと我々として、品質保証体制が本当にできてるのかなってちょっと疑問、疑念が出てくるんですよね。
0:10:27	なんで事実は事実として今回新たに漏れが見つかりましたってことは書いていただいた上で、
0:10:34	ただそれは今、
0:10:35	QMSなり、
0:10:38	下部規定なりで、
0:10:40	順次、
0:10:42	そういった、
0:10:44	被災ミスっていうのが直っていくような仕組みになっているんですと。
0:10:49	いうことであればそういうこともしっかり記載していただきたいなっていうところなんですけど、いかがでしょうか。
0:10:57	関西電力志和屋でございます。おっしゃる通りのところでございまして
0:11:03	今現在もですねこういうような今回の申請のタイミングでもう全体を通して、このQMSに基づいて、このチェックをやる中で見つかっているものでございますので、
0:11:14	今おっしゃっていただいた内容のところを、この資料の方に記載追記させていただきます。
0:11:21	一条スズキですそれが事実であればそう書いてください。以上です。
0:11:31	規制庁伊藤です。それでは今の点については以上ということで、次に行きたいと思います。
0:11:40	えっとですね
0:11:43	次が一申請
0:11:46	何て言うんですかね、掲載というんですかねのについてなんですけれども、申請書中で、少し字がぼやけていて読めないようなところがあってですね、具体的に言うと、
0:12:00	申請書のページ数でいうと、
0:12:04	2-3の、
0:12:07	11の
0:12:15	38以降に、クラス別施設とか、
0:12:21	重大事故等対処施設の設備分類とかいう表があるんですけれども、ちょっと
0:12:28	一部の表で、
0:12:35	が出荷したというか、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:12:38	文字がなくてですね読めないものがあると、現場位を拡大してもちょっと土肥。
0:12:46	非常に読みづらいようなところがあるというところを見つけております。
0:12:54	こういうところについては、
0:13:01	関西電力側としてどのように対応されますかね。
0:13:10	高浜発電所のシワヤでございます。
0:13:13	読みにくい箇所がございまして申し訳ございません。これいろいろ確認したんですけれども新規性基準の太陽工認の当初の工認の時からちょっとこのような記載の粗さになっているというところが現状でございまして、
0:13:32	今回の対応するようなそのバウンダリーのところにつきましては、この基本設計方針のところの一番最初の 38 ページですかね 7 分の 1 のところで、読めるのかなあとは今思っているんですけれども、
0:13:48	変更がないというような形でございます。
0:13:57	やはりこれ我々としてもこの汚いというところでありましたら申請等を検討したいと思います。
0:14:08	規制庁伊藤です。はい。ちょっと、やはり申請書の中身の記載なので
0:14:17	読めないというところLowerちょっと直す必要があるのかなと思っているんですけれども補正、補正をされる方向。
0:14:27	で考えているということでしょうか。
0:14:34	いや、やはり今回の直接該当する箇所ではないというところで、いけるのであれば変更がないということを明記しているので、
0:14:47	このままいけるならばいきたいというふうに考えてますけれども、やはり申請書の体裁として、やっぱりこういう文字の読めないところっていうところは、
0:14:57	よろしくないというふうな形になるのであれば補正というような形でさせていただきます。
0:15:05	規制庁都築ですちょっと 1 点確認したいんですけど。
0:15:08	今回の基本設計方針共通事項の中で、
0:15:13	文字が読めないようになっているページは 10 ページぐらい見受けられたんですけどそれは今の説明だと、
0:15:21	新規制のときの申請のときからその当該ページは読めないような、
0:15:26	申請書になっていたので、今回も同じように、
0:15:30	それを変更前のところにつけてきましたと。
0:15:33	いうふうな説明に嫌に聞こえたんですけど、それは事実ですか。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:15:41	関西電力、高浜発電所シワヤでございます。文字の粗さにつきましては事実では事実ですが、作った当初の考え方としては
0:15:53	もともとのデータを使っているのもので、変更なしのところに書いているので、
0:15:58	この
0:16:01	この画質でも問題ないかなというふうに考えたものです。ちなみにこの表につきましては耐震の計算書の13の資料のところの後ろの方に、
0:16:11	同様のものが記載されているものがありますので、
0:16:15	基本設計方針の比木さちよつとこういつたちよつと小さい絵文字を書いているような表ですのでそのような形になったのかなというふうに、
0:16:26	考えておりました。
0:16:27	規制庁鈴木です。
0:16:30	新規制のときの、
0:16:32	状況はわかりましたけれども、
0:16:35	今、今回の申請において、
0:16:39	先ほどの転記ミスのお話が見つかりましたっていうのがあるんですけど、
0:16:44	QMSにおいては、そこは特段、綺麗にする、適正化する必要はないという判断を、
0:16:52	チェックが進む、された申請書として出てきているってことですか。
0:16:57	何かやっぱ読めないんだったら、綺麗にするっていう行為を、
0:17:03	される。
0:17:05	んじゃないかなって思うんですけど、汚くても変更がないから、別にいいんですと、読めなくても変更がないからいいんですって。
0:17:15	それって何かチェック。
0:17:17	になってるんですかね。
0:17:21	関西電力志和屋でございます。見えるようにして補正させていただきます。
0:17:26	規制庁スズキです。今の話はとりあえず機器を置いておきますので、ちょっとこの、この後他の関係も聞きたいところがあるので、それは全部含めた上で総合的に、
0:17:38	補正を判断されるのかどうかっていうところは考えていただきたいと思います。私からは以上です。
0:17:46	はい。既設オノイトウですそれでは次の点に移りたいと思います。
0:17:51	申請書の中で、ですね
0:17:57	この変更の理由のところについてなんですけれども、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



0:18:05	すいません
0:18:07	まず今回の工事。
0:18:09	が、敷設工認ガイド上、どこに該当するかということなんですけれども、
0:18:16	修理の中の取替工事であるというふうに今、理解しているんですけどもそれで合ってますでしょうか。
0:18:28	関西電力庄田でございます。おっしゃる通りでガイド上は修理の取りかえのところに該当するものでございます。
0:18:38	はい規制庁イトウで承知しました。そうするとですね設工認ガイド上は取りかえ工事ってところは要目表の記載の変更。
0:18:49	を伴わないものであるというところで書いてあるんですけども、今回の申請書の
0:18:56	中で変更の理由のところでは、取りかえに伴い要目表の変更を行うと書いてあって、
0:19:07	文字だけ見ると、変更。
0:19:11	はないはずなのに変更を行うというふうに書いてありますと、この土地がについて説明してもらえますでしょうか。
0:19:22	関西電力志和屋でございます。この説明につきましては本来ご指摘のようにですね修理の取りかえであれば容量変更なしという形で届け出対象の工事になります。
0:19:35	一方で今回の内容につきましては、新規制基準対応工認のところの変更認可申請というような形になりますので、
0:19:45	それを最初の文言のところに書かせていただいていると、平成 28 年分間で認可された工事計画について、以下の通り変更を行うということで変更認可し、
0:19:57	変更認可の対象であるというところを記載します。その箇所っていうのはどういうところかっていうところにつきましては、この弁蓋の取りかえを行うというところで、この取りかえに伴って、認可していただいている工事計画のところの前後表の後ろのところがですね、
0:20:16	今回、動作というような形に変更になるということで、要目表の変更を行うという趣旨で書かせていただいたものでございます。
0:20:26	はい、鬼頭伊東です。はい。本来届け出或いは今回変更認可先生であるという、それはわかっています、
0:20:36	ただ、位置付けとしては、
0:20:41	設工認ガイドでいう取替工事であるってことは変わらないと思いますと、さっきほどおっしゃった

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:20:49	要目表の変更前後の後の方の文字が変更なしから動作になっているってところがまさに
0:21:01	今回変更しているところであると
0:21:05	ということだと思うんですけども、ちょっとそれを表現する時 2、
0:21:10	要目表の変更とは言わないのかなと考えています。
0:21:16	相手の要目表の変更前後の表、
0:21:20	あと、とか考えます。
0:21:23	そうしないとちょっとやっぱり設工認ガイドの記載と置いていたってきってしまうので、
0:21:30	ということでちょっとこの変更の理由については、
0:21:36	何かしら
0:21:38	適正化というか、とかえる一余地があるのかなと思うんですけども、何かお考えはありますでしょうか。
0:21:48	関西電力志和屋でございます。業務部長の変更というところでちょっと文言の使い方のところが、混乱を生じるというところであればですね今回 1 行目と 2 行目を足して、今私先ほど説明させていただいた内容を、
0:22:05	表したものでございますので、この一行目と 2 行目のところをちょっと合体させるような形で修正したいと思います。具体的にはちょっとさっきちょっと読み上げますと、江藤崎最初に 2 行。
0:22:18	稲村組の方の文言書くという形で、余熱除去設備の保守性の観点から、Bループ余熱除去系第 2 入口弁の弁蓋の取りかえを行うこととし、
0:22:30	平成 28 年、で認可された工事計画の記載の内容を変更するというような形でいかがでしょうか。
0:22:40	それであれば要目表の変更という言葉を使わないでいけるのかなというふうに考えてございます。
0:22:47	以上です。
0:22:48	衛藤イトウでちょっともう 1 回確認したいんですけども今おっしゃったのはN-S状況設備の保守性の観点から
0:22:56	ほなら、弁蓋の取りかえを行うこととし、
0:23:00	平成 28 年 6 月 4 日に続けて、
0:23:04	認可された工事計画の、
0:23:07	変更を行う。
0:23:09	でしたっけ。
0:23:11	工事計画の記載の内容を変更するというような形、いたします。はい。なるほど。ということで業務系の変更っていう記載はなくすっていうこと。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:23:25	こちら通りでございます。はい。
0:23:46	あ、すみません少々お待ちください。
0:24:55	規制庁中ですけど、すみませんちょっとうちの中もいろいろと少し話してるんですけど、そちらがご提案のあった記載内容の変更というのも結局ですね
0:25:07	要目表見ると別に仕様が変わるわけではないから、
0:25:10	それはそれ、記載の内容の変更も要目表の変更も違うのかなと思っていて、
0:25:16	要はこの変更の理由っていうのは今回が第2項申請ということで大枠では
0:25:22	工事計画の変更。
0:25:24	従来計画していたものを変更するという申請だと思うんですけど、
0:25:28	結びをそう書くのか、或いはそこまで書かなくてもですね単にその
0:25:33	何で出てきたのかということについて、この状況設備の
0:25:40	蓋の取りかえを行うことから、修理であって取りかえを行うことから、
0:25:46	申請を行うとかそそういうような感じでもいいのかなと思うんですけど、ちょっと
0:25:53	あんまり内殻を示すつもりはないんですけど、少なくとも記載内容の変更とかですね。
0:25:58	要目表の変更とかってのはあんまりこれまでの我々のコメントの枠からあんまり出てないような気がしていて、別に表自体はですね動作とか変更なしと書いてあるかもしれませんがそれは多分、
0:26:09	あんまりその仕様とかそういう話ではないので、あくまでも今回の2項申請としての計画変更でそれを、その内容はというと、
0:26:20	結局、弁の蓋の取りかえを、修理であってそれが行うものであることから。
0:26:26	いうところがわかればいいのかと思うんですけど、いかがでしょうか。
0:26:31	関西電力塩谷でございます。承知いたしました。衛藤最後の結びのところをですねやっぱり記載の内容を変更するというのが結局一緒だろうというところなのであれば、
0:26:41	やっぱりへん人ということをわかるように、まずは認可された工事計画っていうところは記載した上で認可された工事計画の変更を行うと。
0:26:50	というような形でもよろしいでしょうか。
0:26:53	それは1行目に書いてますよね、以下の通りオク変更を行う。変更の内容はってことで単に

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:27:00	取りかえを行うものであるとすればいいのかなっていう気はするんだ。
0:27:06	関西電力長でございます。もう一度ちょっと最初からちょっと読ませていただきます。余熱除去設備の保守性の観点から、Bループ余熱除去境内に入口弁の弁蓋の取りかえを行うことから、
0:27:20	この認可された工事計画の変更を行うと。
0:27:27	あの、今聞いた限りでは別にそんなおかしくはないかなと思ってるんですけど、ちょっと検討していただいてですね
0:27:34	今みたいな感じで
0:27:37	私はそんなに違和感なかったんですけど、ちょっと
0:27:39	社内的にそういうことであればですね少しまた正式にお知らせいただければうちの方でも検討しますし、
0:27:46	そういう方向でいいのかなと思いましたが、
0:27:53	電力白井でございます承知いたしました。
0:27:55	規制庁スズキでちょっと1点だけ確認したいんですけど。
0:28:00	先ほどの最初の薄イトウからの質問に対する回答でございますね。
0:28:06	要目表のところ動作って変えるからみたいな、
0:28:12	話があったんですけど、今回、
0:28:15	変更認可、要するに供用開始前の状態において、
0:28:21	計画を変えて、
0:28:25	それで検査を受けて供用開始しようとしているので、変更認可申請になっているんであって、
0:28:33	これが供用開始後の、
0:28:36	同様の内容の工事をしようとしたときには、
0:28:40	取りかえ修理であった鳥飼であるので、
0:28:44	手続き上届け出になるわけですよ。そんな時に動作って書いたから、要目表変わってますっていうふうに言われると、
0:28:52	なんかちょっと違うなって。
0:28:54	思っ、供用開始前と供用開始後で、要目表の、
0:29:00	同左って各行為がですね違うわけじゃないですよ。ちょっとそこは非常に違和感があっ、
0:29:07	最終的に先ほどナカガワとやりとりした内容の記載であれば、特段何も、
0:29:14	言うことはないのかなって思うので、
0:29:17	ちょっと今ここでどう考えてるのかって聞くつもりは一切なくてこれはあくまでも手続きとして定められていることなので、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:29:26	ちゃんとその辺は読んでくださいというだけです以上です。
0:29:34	高松委員所長でございます。承知いたしました。
0:29:51	あ、規制、規制庁の仲です。
0:29:54	ちょっとですね綿Cの方、ヒアリング当初から参加してなかったところもあってですねちょっと改めて申請書を見てというところでのコメントで恐縮なんですけれど、
0:30:04	ちょっと違和感があったのがですね、今回はそのDB設備である、弁の取りかえというところが申請の内容かと。
0:30:14	いうふうに聞いていたところ
0:30:17	申請のですね申請書を見る等、添付の方に、
0:30:23	例えば共同計算書っていうのは、資料 14 の
0:30:28	としてあってですね。
0:30:31	その中で一応
0:30:33	すでにその新規制基準時に、
0:30:37	提示いただいた資料名がずらっと並んでいる中で今回はこれとこれとこれを、
0:30:44	今以外は被災の変更はないと言って、だから、いくつか、
0:30:51	記載していただいているものは今回提示しますと言ってる中で重大事故クラス 2 管の共同計算書っていうのが、
0:30:59	これは資料 14-3-10 というふうに番号付けられてますけれど、付けられていることについてですねちょっと違和感がありまして、
0:31:08	まずこの、
0:31:11	DB設備が申請でもあるにもかかわらずですね
0:31:17	SAクラス 2 管の強度計算書がついているということで
0:31:22	この計算書の、今回の位置付けについて説明いただけますでしょうか。
0:31:29	関西電力塩谷でございます。この弁につきましてはSAクラス 2 では、DBというようなところではございますけれども今回の工事においてこの弁の重量というところが、重くなるというような形になります。
0:31:44	一方で今回つけてます資料 14-3-10、SAクラス 2 管の強度計算書でございますけど、この周りの間につきましてはSAクラス 2 管というよう形になってございますので、
0:31:59	その管を評価するにあたっては、配管の梁モデルを組んでございますので、その弁の重量のところが配管の方のモデルの方に影響が与え、与えることになりますので、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:32:12	そういった意味で今回の弁自体の評価ではないんですけども、新規制基準対応工認のところで衛生クラス2管の強度比計算書の方に、
0:32:24	影響を与える変更という形で、今回この14-3-10、SAクラス2の強度計算書を、その分を修正してつけさせていただいてるというような状況でございます。
0:32:38	はい。規制庁中です。この例示以外にもですね例えばクラスWAN間の共同計算書とかですね、
0:32:46	あとは耐震計算書の方も、今回で言うと、
0:32:53	これか。
0:32:55	原子炉冷却系統施設の配管の耐震計算書とか支持構造物の共同耐震計算書等々、
0:33:02	いうところで、直接弁とは少し関係のないような記述のところのですね計算書がつけられてますけれどそれも同じように少し
0:33:12	今回の弁設置に伴ってモデル化が影響を受けて、その影響評価として、関係するものだけを今回つけていると。
0:33:22	そういう理解でよろしいでしょうか。
0:33:26	関西電力芝でございます。おっしゃる通りでございます。
0:33:30	はい。規制庁仲です。位置付けはわかりましたでその上ですね。
0:33:36	まずこれらが申請対象なのかどうかというところが少し明確ではなくって、
0:33:45	今日の余興なんか、
0:33:49	資料01の補足説明資料というところで、
0:33:53	お配りいただいたやつのその2ページ目の方にですね、申請書における適用条文というのがあって、
0:34:02	この2ボツのところの5ページぐらいからですね、
0:34:09	技術基準の第3章重大事故対象施設に係る条文の適用を受けないことは明らかであることは記載を省略すると。
0:34:18	従って適用条文として自制設備の条文はないと。
0:34:22	いうところが若干矛盾してるのかなと思ってますけどそれはいかがでしょうか。
0:34:30	関西電力志和屋でございます。
0:34:33	この当該のこの辨野エコーGが、
0:34:40	修理の取りかえのお話であれば、このような計算書はつける必要がないと、というような形でございますけれども、今回は認可いただいて一括購入の方の、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:34:54	工事計画の変更認可申請のところにあたりますので、今夏Eの対応によって影響がしてくるところについては、添付資料としてつけさせていただいていると、というようなところでございます。
0:35:08	この適用条文のところにつきましてはこの工事をやるにあたっての、増し、適用されるような条文というような形でございますので今回の当該弁については、
0:35:19	SAクラス2とSAのADのメインになってございますのでSA条文の方が適用条文の方に上がっていないというような整理で考えてございます。
0:35:32	以上でございます。
0:35:34	傾聴中です。そうするとこの計算書についてですね、このSAクラス。
0:35:41	設備の強度計算書というのは、
0:35:44	基準適合性として何条のためにこれはしつけてるんでしょうかという話なんですけど、そこはどうなんですか。
0:36:00	規制庁仲です。なおかつですねこれをその申請書の中に入れてるということは当然我々はこれを確認するという中でですね。
0:36:10	この結果だけではですね、不十分で、
0:36:16	この添付、
0:36:17	に関連した本文というのが全くついてないんですけど。
0:36:21	通常その本部の妥当性を確認するための添付という中でですね、添付書類のですねこの結果だけ示されても、それがいいのかどうかというところは我々も判断ができないと。
0:36:33	いうところであって、もしその添付でこれを示そうとするのであれば、これに関連する本文というものをつけた上でですね。
0:36:42	対象条文としても正常分について、確認が必要という整理が必要かと思ってるんですが、いかがでしょうか。
0:36:52	関西電力、塩谷でございます。まずこの計算書以外の本文というところにつきましてはですね14-3から強度計算書始まりますけれども、
0:37:05	その目次のページの概要のところですね、
0:37:09	この今回つけたもの以外につきましては、認可いただいている工事計画の記載に変更はないというような形で本文が結びつけられるような形になってますので、
0:37:24	こんな一連の流れっていうところはお示しできているのかなというふうに考えてございます。今回の変更によってこういったところには影響はなくて、今回つけたところに関する、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:37:36	記載っていうところが変わりますっていうところはお示しできているのかなあというふうに思ってます。
0:37:42	規制庁中です。多分ですねそれは添付の目次というのはいくまでも添付書類であって、それはちゃんと本文に書いていただきたいというのがこちらの
0:37:52	コメントですが、
0:38:04	関西電力塩谷でございます。すいませんもう一度本文というところはどこ該当箇所としてどこをイメージされているのかっていうところが、ちょっとすみません理解できませんでした。お願いします。規制庁の糟谷単純にその間ということ間の共同計算書といえばその該当する間はどこの収集のことを言ってるんでしょうかと。
0:38:24	いうところを言ってるんですが、
0:38:47	関西電力塩谷でございます要目表のところに変更がない部分の、その配管のところも書くのが正しいんじゃないかっていうようなご指摘でしょうか。
0:39:00	はい。規制庁仲です。一応だから本文があってそれにかかる経営添付処理というところだと思っているので、要目表の方に変更なしでもそれは書くと。
0:39:13	いうことです。あとは基本設計方針の設備リストですか。
0:39:18	それが該当するかと考えてます。
0:39:43	規制庁仲です。
0:39:45	今その添付書類につけたままでは、
0:39:50	位置付けということで、突き詰めて言えば多分そういうこと。
0:39:54	が、その申請書類としてちゃんと、
0:39:57	整ったものであると。
0:39:59	いうふうに考えてるんですけど、一方でその申請対象ではないということであればですね、それは別に予防起票をつける必要もないし、添付につける必要もないし、
0:40:09	ただ影響を
0:40:11	直接の申請対象ではないんだけど、他に波及するような影響確認が、念のためしておく必要があるということであればですね、それはそれで補足としてですね別途つけると。
0:40:23	いうやり方ももしかしたらあるのかなということはあるんですけど。
0:40:28	少なくともですね、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



0:40:31	添付だけです影響があるところのですね計算書だけをつけて、それで、我々に判断しろと言われても、該当するよ目標も証憑も何もない中でですね、なおかつ、
0:40:43	申請対象条文ではないですと、生きてるところで、これは一体我々何を確認すればさせるのかというところが若干不明確なところがあって、そのちょっと位置付けを明確にさせていただきたいというところが、コメントです。
0:41:02	関西電力、志和屋でございます。ご指摘のコメントの趣旨の方を理解しました。
0:41:07	ちょっと対応につきましてはですねちょっとこれまでの申請の実績等も含めて、ちょっともう一度こちらの方で協議させていただきたいと思いません。
0:41:17	今いただいているコメントの中身でいくのであれば、この今回の申請対象機器っていうところは弁の弁蓋に関係しますので、
0:41:30	申請書の添付資料としてはもう辨野病院にかかるところの耐震と影響度の部分のみにすると、その他の影響してくるような指示事項とか、今回の共同の配管のところとか、
0:41:45	そういうところについては、補足説明資料の方にまとめるというようなご指摘というふうに認識しました。ちょっとこちらの方でちょっと過去の実績等も含めて、
0:41:57	もう一度、ちょっと確認して協議いたします。
0:42:03	はい。規制庁中です。ちょっと問題意識の共有はできたかなと思いますので、引き続き検討ということであればちょっと社内的に検討いただければと。
0:42:11	いうふうに思います。
0:42:13	私からは以上です。
0:42:19	規制庁都築です。ちょっと追加で聞きたいんですけども、
0:42:24	最初の方の、
0:42:26	回答でですね、
0:42:29	今回は変更認可申請なので、変わったところは極力、
0:42:35	変えてですね、いうなればアップデートしたいんだと。
0:42:41	いう言い方のように聞こえたんですね。
0:42:45	で、
0:42:46	そうすると、今のナカガワからの指摘からすると、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:42:51	クラス1管もついてます、SAクラス2管もついてますってなると、申請範囲からして、主要弁だけじゃなくて主幹も、
0:43:01	入ってこない。
0:43:02	あるし、
0:43:05	一方でそれ入れる。
0:43:07	入れずに、補足説明に落とした場合は、さっき、
0:43:11	関西電力からみずから発話されたように、
0:43:15	テンプからは外して、補足に入れるってことになるんでしょうけど、
0:43:19	ちょっと関西電力として、変更認可申請をするときに、
0:43:25	先ほど言った、その情報のアップデートという観点も含めた、
0:43:32	設計2の確認を、
0:43:35	した上で、申請書を作られる。
0:43:38	時に、
0:43:40	このアップデートっていう言葉も、
0:43:43	含まれた上でやるんですっていうことになっているのか。
0:43:48	いやそれは違って、他の事例とか見比べて、たまたまに出ないやつがあったので、今回付けてきましたっていうことなのかちょっとその辺が、
0:43:58	よくわからなくてですね、変更認可申請の場合と、供用開始後の、今回で言えば、
0:44:06	取りかえになるので、届け出の範疇だと思うんですけどもその場合で付けてくる書類が違うっていう話になると、
0:44:15	ちょっと何か、
0:44:17	なんでそういうわざわざ違う範囲の書類をつけることになっちゃうのかなっていうのがちょっとよくわからなくてその辺は何か。
0:44:25	決め事は特段あるのかないのか。
0:44:29	その辺はわかりますか。
0:44:40	発言力手話でございます
0:44:43	ちょっと決めゴトウのところにつきましてはちょっとうちの社内のところともう一度再確認させていただいて対応させていただきたいと思います。少なからずですねただ弁を取りかえるに弁のこの弁ふたを取りかえるにあたってはですねやっぱり重量が変更されると。
0:45:00	いうところで、我々事業者としては、そこで影響が出てきて、出てくる評価につきましては、すべて確認をして、アップデートというような言い方しましたけれども、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:45:10	そのような形で変えたとしても、他のところに影響がないというところは確認しておくべき内容というふうを考えてございます。今回はそれを申請書につけて、変更認可ということで影響してくる書類という形で付けさせていただきますけれども、
0:45:25	それを、その確認行為というところをですね補足説明資料の中で我々が確認してる様を、ご説明させていただくというようなところも
0:45:37	おっしゃるようにあるのかなというふうに考えてますのでそこにつきましてはちょっとこの社内の関係課長の方と確認して対応させていただきたいと思います。
0:45:47	規制庁鈴木です
0:45:49	言ってることはよくわかっていて、
0:45:52	設計2の、
0:45:55	最終的なアウトプットは申請書になってると思っているので申請書を作る時に置いて確認したことを全部、
0:46:02	載せるのか、そうじゃなくて、
0:46:04	本当の工事する内容だけに限って載せて、確認したことは確認したこととして関西電力の中の何かしらの管理に落とし込むっていうようなことなのか。
0:46:16	ちょっとその辺がちょっと動かなくてそれが、変更認可の場合と、通常の供用開始後の工事の場合で違うって話になると、ちょっと我々そういう認識してないと、今後見方が全然違ってきちゃうので、
0:46:28	ちょっとその辺が何かルールがあるのであれば、説明していただくとありがたいし、
0:46:34	ここではなくって、今回はたまたまそうしたんですってことであれば、じゃあ今後どうするのがいいのかっていうところは、
0:46:40	考えていただいた方がいいかなっていうところでお聞きしたところから私から以上です。回答は求めません。はい。
0:46:53	規制庁仲ですけど。
0:46:55	ちょっとそこら辺の全体的な考え方って聞いた上での判断というのもあるかもしれないですし、アップデートとかですね記載の適正化っていうところの、
0:47:06	そこが、程度感にもいろいろあるのかなと思っていて、
0:47:10	ある程度進捗踏まえて少しその事実関係に基づいて直すっていうのは、それはそれで、そういう例は幾つかあるとは思っていますね。ただそれはあくまでも

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:47:21	一つの説明書の中で対象範囲と証明するナカノついでにここも直すとかですネそ、
0:47:28	そういうまとめた中で少し部分的に直すというような話も、それもある意味アップデートとかですネそういう適正化という言い方。
0:47:38	もう、
0:47:40	なくはないと思うんですけど、ただ今回の場合だと明らかにその評価結果が変わるという方についてですネかなり
0:47:47	アップデートとんであるとか適正化という、そのなぜ、簡単に済ませていいものなのかどうかっていうのはちょっと、少し疑問があつてですネ少なで、
0:47:57	少なくとも計算書で言えば、期ごとに全部独立してる。
0:48:01	るわけで、全く関係ない独立の項目をですネ、何か、
0:48:07	今回の申請対象とは関係ないものだけ出てきてるところがすごい違和感があつたところというところがあるので、
0:48:14	ちょっとその程度かもいろいろあるかと思うんですけど少し、また全体的な考え方を踏まえての整理ということですから、検討いただければと思います。以上です。
0:48:30	はい。規制庁伊藤です。それでは、今の点はよろしくお願ひします。それから、ちょっと関連する。
0:48:43	関連するとかこの弁。
0:48:45	この辺がSA設備ではないという説明を受けているところなんですけどちょっと気になったところがありまして、今回の先生ではついてきていない。
0:48:58	図面なんですけれども、新規性等、
0:49:03	ここ人のときの、
0:49:06	第3-2-10 図って、
0:49:09	今ご覧になれたりしますかね。
0:49:16	関西電力広井でございます。少々お待ちください今確認します。
0:49:46	関西電力長でございます。今準備してますけれどもすぐに使えると思ひますが、はい。大丈夫です。はい。尾藤です。
0:49:57	ちょっとこの図面で
0:50:00	余熱除去設備の系統図で(10)
0:50:04	っていう図面なんですけれども、左下に今回の
0:50:10	編は、8701AとBが載つていて、これ矢印で囲われているところなんですよね。
0:50:21	矢印で囲われてるのは何かっていうと下の、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:50:25	凡例を見る等SA主要弁安全弁逃し弁というふうを書いてあって、何かどうもなんかSFAM
0:50:33	っぼい。
0:50:34	はい。
0:50:36	扱いになっているんですけども、これって、何か記載ミスなのか、それとも別の説明があるのか、教えていただけますでしょうか。
0:50:49	関西電力塩谷でございます。この当該箇所のここにつきましてはSAのこの括弧のところが不要であるというような形で今、お持ちの図面のところが動きでございます。
0:51:03	規制庁伊東です。承知しました。これはまた何か別の何ですかね
0:51:10	この図が関係する申請の突起に直されるようなそういうイメージでいいですか。
0:51:16	関西電力庄田でございます。その理解でございますQMS処理につきましてはこちら完了してございます。
0:51:24	はい。規制庁伊藤です状況承知いたしました。はい。
0:51:53	瀬戸イトウです。今の点について今回、この図のこの部分が誤記でしたと。今後
0:52:05	この図関係の申請があるときに修正しますといったところ、説明をちょっと補足説明資料に出してもらうことはできますか。
0:52:18	関西電力東海林でございます。はい。そのように対応いたします。
0:52:22	はいわかりましたお願いします。
0:52:27	はい。規制庁伊藤ですそれではちょっと次の確認事項に行かせて。
0:52:33	もらいたいんですけども。すいませんあと5分で予定の時間になってしまおうんですが、ちょっと時間が延びてしまっても大丈夫でしょうか。
0:52:47	高松院長の大塩です。結構でございます。
0:52:57	よろしいですかね。すいません。それでは続けさせていただきます。
0:53:02	えっとですね、
0:53:05	許可整合のところについて確認をさせていただきます。
0:53:11	今回資料1の1-1-1ですか本文5号、
0:53:18	いつの何時のところですかね、
0:53:22	基本設計方針、本申請に係る基本設計方針については、
0:53:30	令和4年5月30日付の認可から変更は、
0:53:37	ないと。従って、設置許可先生サトウの整合性に変更はないというふうに書かれていますと、で、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:53:47	申請書上は、こういう書き方でも、いいのかなとは思いますが、ちょっと審査をするにあたっては、
0:53:58	結局いつの許可カーとの整合性を見ているのかというところを確認をしておきたい、
0:54:07	ですね、それを確認するためには、
0:54:11	今回のスキーム設計方針でいつの工認で入ってきたのっていうのを確認する必要がありますと。
0:54:18	それで、令和4年5月30日っていうのは年燃料体の、
0:54:24	当県ですけれどもこの件は今回つい、弁蓋についてきてる。
0:54:32	元令の基本設計方針とは関係ないところが変わっていますと。
0:54:37	で、
0:54:39	その燃料体の前はDNPの、へこれも、これは変にですね、ですね、専任で、
0:54:47	これ、その時に限定の基本設計方針は、
0:54:53	変わっていますと。
0:54:55	ただ、ただ、今回の戸部深野先生の基本的方針のところとは違うところが変わっていますというふうに理解しています。
0:55:06	で、ちょっとその前、なのでちょっとDNP前まで、ちょっと今こちら遡れてないんですけど、
0:55:17	けっきょく今回の申請書の中の、
0:55:22	基本設計方針は、いつの工認で、
0:55:25	のものなんですかというところ。
0:55:30	おそらくその後任は、新規工認と後そのあとの方にいくつかという形になると思うんですけど、
0:55:38	それぞれの工認で、
0:55:41	許可整合性を確認しているときに、各
0:55:49	したときの許可っていうのはいつのものかっていうのを、
0:55:52	整理して教えてもらいたいなと思っているんですけど、可能でしょうか。
0:56:02	高浜店長の北條でございます。また整理してご説明させていただきたいと思っております。以上です。
0:56:08	東京支社の二宮ですけれども、今回の変更認可申請の基本設計方針の部分が変わったところというそういう理解ですか。
0:56:19	はい。瀬戸イトウですそういう理解でいます。というのところが今回資料1-1で書かれている。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:56:27	本申請に係る基本設計方針っていうのは、まさに今回の申請書のここ、
0:56:34	失礼いたしました確認して別途事務的にご連絡をさせていただきます。
0:56:40	はい。
0:56:42	はい。わかりました。はい。
0:56:50	瀬戸イトウですそれでは次に行きたいと思います。ちょっと山出衛藤。
0:56:57	なんていうか世相の形式とかそっちの方の話が多くなってしまったんですけれども、各個別の条文についての質問をさせていただきます。
0:57:07	まず、
0:57:10	27条のところで、元素圧力バウンダリのところですね。
0:57:16	ええ。
0:57:18	今回、
0:57:19	もう、
0:57:20	補足説明資料にも書いて、
0:57:25	あるんですけれども、
0:57:29	下のページ数でいうと、6ページですかね。
0:57:37	関係する節、
0:57:38	説明書としてこの第27条のところで、耐震性に関する説明書と強度に関する説明書というのが書いてありますと。
0:57:49	それでちょっと27条の条文とかを見てみると、あまり耐震性というのは関係がないのかなというふうにも思えるんですけれども、ここで、
0:58:01	27条で耐震性の説明書っていうのも確認対象ですよってなっている理由を教えてくださいませんか。
0:58:12	関西電力岩井でございます。この27条のところにつきましては原子炉冷却、損失事項での荷重に変えることと、というようなところが要求事項というふうに認識しています。
0:58:24	その荷重につきましてはですね耐震評価のですねSD評価におきましてもですね、組み合わせた評価をやるというような形になってございますので、ここの記載につきましてはそういう評価をやっているということで、
0:58:37	強度とあわせて、耐震及び強度の方で確認しているという旨を記載させていただいているものでございます。以上です。
0:58:46	規制庁伊東です。承知しました荷重のところSDの地震の荷重が絡んでくるからということ。
0:58:57	ですか。
0:59:01	関西電力柴でございます。その通りでございます。はい、規制庁伊東です。承知しました。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:59:08	はい、ではこの 27 条については以上で、
0:59:13	次に、
0:59:14	えっとですね、第 1 回のヒアリングの時にもお話をさせてもらったところ なんですけど 38 条ですね。
0:59:23	原子炉制御室等で、
0:59:26	ちょっと若干繰り返し、
0:59:31	繰り返しかもしれないんですけども、
0:59:34	38 条の
0:59:39	どの部分が今回の申請で、
0:59:43	関係しているかという、
0:59:46	38 条の、
0:59:50	第 2 項の、
0:59:54	一次冷却系統に係る主要な機械または器具の動作状態を表示する装 置。
1:00:01	というところですよ。
1:00:04	高根。
1:00:07	浅利鍋島でございます。その通りでございます。
1:00:11	はい。規制庁井藤です。それでこの表示する装置っていうのは、今回の ベントはあって、
1:00:20	別。
1:00:22	別で、
1:00:23	あって、主、原子炉制御室に、
1:00:27	あるもの。
1:00:29	という理解でいいでしょうか。
1:00:34	関西電力志和屋でございます。おっしゃる通りでございます。こちらの電 動弁になりますので、この辨野江藤、甲斐なのか閉なのかっていうところ を中央制御室のところに表示する、ランプがあるということでございます ので弁今回申請している辨野、
1:00:50	開閉状態を示すものが中央制御室にあると。
1:00:54	というような形でございます。
1:00:58	はい規制庁イトウです。それで前回のヒアリングで聞いていたのは前の 使用前確認の時に、
1:01:09	機能確認をするときに、この
1:01:14	中央制御室の表示装置っていうところでも見るというそういうご説明でし たかね。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



1:01:24	高浜発電所の大井でございますその通りでございます。
1:01:28	はい。施設をイトウで承知しました。
1:01:31	そうすると、考え方としては
1:01:35	何ですかね中央制御室から操作をして、町を清潔転移、
1:01:41	表示する動作状態を表示する装置が、
1:01:44	あるような、
1:01:48	万遍とかそういうものについて、
1:01:52	わあ、ええと、
1:01:54	取りかえとか改造とかをするときに、38 条が、
1:02:01	審査対象条文になってくるというそういう考え方になる。
1:02:05	ということでしょうか。
1:02:09	高浜店長の部署でございます。今回この辨野大賀電動弁でございまして伝導部を取り外した後にその弁ぶたを交換して、再度
1:02:21	それぞれ外した電動弁の所、駆動部のところを取りつけますので、最終的に中間操作によってその電動弁が確実に勤務するということにつきましても表示、
1:02:33	等で確認するという事で考えております。
1:02:38	瀬戸イトウです。ちょっと私がかわかっていないだけなんですけど、連動分というのはどう、どういう辺 2 人
1:02:47	附属しているようなものなんでしょうか。
1:02:53	この陳情のオオシオでございます。添付資料の一番最後の方にですね、構造図が入っているんですけども、弁の駆動部の弁棒のところですね、電動の駆動部を設けて、
1:03:09	そっから電気信号と等によってそのおうか控え、開けたり閉めたりするという部分がございまして、一応中央の方を制御室のほうで操作してその表示等を確認する。
1:03:23	ことが今回確認してその機能を確認するということでございます。
1:03:33	はい季節をイトウです。衛藤御説明は、
1:03:38	想定しました。すいません宗相馬佃さん。
1:03:46	規制庁鈴木です。今のお話ですと、今回の弁ぶたを変えたときの、
1:03:52	工事の方法の中の、検査、
1:03:55	方法の中で、
1:03:58	この表示装置を使うから、
1:04:01	38 条も適用条文になるんですけどっていう説明。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:04:07	だとするとですね、じゃあそれ適用条文だとしたら、これって計測西洋系統施設ですね。
1:04:15	今回申請範囲に入っていないんですけど、
1:04:19	そうなっちゃうんですかね。
1:04:23	というのが一つ疑問。
1:04:26	と。
1:04:27	工事の方法の中で使う設備なので、
1:04:31	適応条文に、
1:04:33	なりますっていう話は今まであまり聞いたことがなくて、
1:04:42	他の工事でもそういう、
1:04:46	その適用条文、
1:04:48	の考え方をされているんですかね。
1:04:52	ちょっとその2点をお聞きしたいんですけど。
1:04:56	関西電力塩谷でございます。認識が違いまして今回適用条文と挙げさせていただいているのはまず施設へ申請する施設区分につきましてはこの弁。
1:05:09	がどうなのかという形で申請をするものでございます。工事、その検査の中でどういう確認をするというようなところまでさかのぼってやるものではないというふうに考えてございます。
1:05:20	今回適用条文とさせていただいたのは、今回のこの弁というところが中央制御室に表示する弁であることから、
1:05:31	適用条文として記載させていただいてるものでございます。県さあのところで云々かんぬんというところは、エアビームづくものではございません。
1:05:42	きちんとスズキでそうすると、この表示装置を、
1:05:49	申請の中に含めなきゃいけないってこと言っているように聞こえるんですけどそうすると計測制御系統施設であるこの表示装置、
1:05:59	なぜ申請範囲や入っていないのかっていう疑問が逆におりてくるんですけど。
1:06:11	関西電力塩谷でございます。おっしゃる趣旨、理解しました。そういう確認行為のところで我々の方も今考えてこの38条につきましては適用条文から外させていただきます。
1:06:25	規制庁驚見です。そういう結論になるのであればそれでいいんですけど、ちょっともう少し、
1:06:32	疑問があつて聞きたいんですけど、これ弁分た取りかえるときに、さっきの

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:06:39	会議であるのか閉であるのかということ、
1:06:42	状態を知らせる。
1:06:45	多分、私のイメージはリミットスイッチがオープン側とクローズ側についてそこをたたいたら、
1:06:52	オープンですクローズですっていうのを、
1:06:54	例えば中央制御室の弁番号が書いてあるところで、
1:06:58	緑とか赤とか表示を変えるんじゃないかなっていうふうに思うんですけど。
1:07:03	そのリミットスイッチっていうのは弁豚変えるときに、一旦取り外してしまって、
1:07:08	それを再度つけ直すんで、なんかその辺も少し考えてるっていうことではないんですよ。
1:07:18	関西、関西電力消費でございます。今回の工事においてはまずそのようなリミットスイッチ等を取りかえるものではございません。ベンターを変えるに当たっては、弁を分解する時も同じでございますけれども、まず駆動部を外して、
1:07:35	機械物のその弁体、弁箱とか弁体とかそういった状態にした上で、分解点検等を実施するという流れでございますので今回取りかえにあたってもそのような、まず駆動部を取り外した状態で、
1:07:49	上ぶたを取りかえるというようなことを実施いたします。
1:07:53	規制庁都築です。そのはなCが聞けたので、非常にクリアになって、
1:07:59	その話として何か議論してるわけじゃなくって、単純に中央制御室に表示する装置ということだけで議論したと。そういうことであればまず一つ。
1:08:11	現状のアノて補足説明資料の7ページの、
1:08:16	理由の欄にはそういったことは何も書いてなくてですね。
1:08:20	単純に
1:08:23	誤操作することなく、適切に運転操作できることをっていうようなことが書いてあるので、何かもともと説明が違ったのかなっていうところで我々もちょっとよくわかんないなっていうところで聞いていたところですので、何かしら
1:08:37	この辺含めて、
1:08:42	まとめ方を考え直されるっていうことであれば直していただければ、我々もう一度見させていただこうかと思えます。私から以上です。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:08:53	井口でございます承知いたしましたこの適用条文の箇所につきましては適宜
1:08:59	対象外というような形で整理させていただきます。
1:09:06	はい。規制庁井藤です。私からは以上なんですけれども、規制庁側他にありますか。
1:09:17	規制庁仲です。あと細かいところなんですけど添付書類の要否というところが本日の資料にあって、
1:09:25	少し整合性というか、
1:09:29	記載の仕方なのかもしれないんですが、
1:09:33	11 ページに
1:09:35	上から 2 行目で、
1:09:37	機器の配置を明示した図面及び系統図ってあるんですけど、
1:09:42	配置図ってのは今回ついてないように見えたんですけど付けてましたっけ。
1:10:11	はい。
1:10:12	関西電力荘司でございます。系統分は今回添付図の中につけてございますので、
1:10:19	こちらにつきましては衛藤図のところを 0 にしているものでございますけれども、
1:10:27	慶長長坂配置図というものはないと、ダイイチを明示した図面っていうのはないってことでいいんですか。
1:10:36	関西電力柴でございます。おっしゃる通りでございます系統図がついているというところでございます。わかりました。
1:10:43	だから何かこれは配置系統を確認することが両方添付するって言えないんですけど。
1:10:48	ちょっと正確に記載していただいた方がということなんですがいかがでしょうか。
1:10:54	承知いたしましたこの理由のところの記載のところがですね、ちょっと大きくりに書かれているので、系統図つけているというところを記載させていただきます。はい。規制庁中ですよろしくお願いいたします。
1:11:07	それからあとはちょっと気づきですけど今回のその工事の位置付けが何かということで、修理であって取りかえというところですね。
1:11:17	何か理由書とか添付書類とか図面とかいろいろ見ると、これは取りかえの工事ですとかこれは修理の工事ですとか結構、
1:11:25	何か表記がバラバラなところがあつてですね。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:11:29	何か、
1:11:30	少しこう、
1:11:32	そろえられるようなところはですねそろえていただいた方が、あとはそのガイド等の関係で等、何の工事なのかというところがですねわかるように、
1:11:42	ちょっと直すせるようなところがあればですね少し表記も見直していただいた方がいいのかなと思ってますんで、よろしくをお願いします。
1:11:53	関西電力柴でございます。今言っていたところ補足説明資料のそれぞれの第1号とか第2号の中での記載と、
1:12:02	という認識をしたんですけども認識合ってますでしょうか。何か私が見たところだと理由書は何かこれは取替工事といって、最後の系統図とかビルと修理の工事ですとかいって、
1:12:14	なおかつ何か改造の工事とか何かいろいろ出てきていて、ちょっとどこが何を指してるかってよくわからなかったところがあって、
1:12:23	というところがちょっと気づいたところなんですけど。
1:12:30	関西電力柴でございますこの補足説明資料のところの記載のところをもう一度統一するようにやります。はい。
1:12:39	よろしくをお願いします。
1:12:43	規制庁イトウでさ、そのとき今、仲川審査官から言ったところはおそらく申請書そのもの、
1:12:50	ですよね。
1:12:59	例えば宣誓書上、変更の理由だと、取りかえっていうふうに書いてあって、ただ系統図3-2-9図だと、修理、
1:13:10	修理に伴う審査費修理って書いてあって、ちょっとそろっていないというところもあったりするので
1:13:18	補足説明資料だけじゃなくて申請書も
1:13:23	そろえられるようなところがあるのであれば、対応いただきたいということになり
1:13:34	ですか。
1:13:35	関西電力塩谷でございます承知いたしました。多分各記載の内容としましてはこの取替とムタの取りかえってところが記載の心としては適切だと思いますので、
1:13:49	この
1:13:52	図面の系統図の方のちょっと記載のところにつきまして記載の方の修正の方を検討したいと思います。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:14:16	はい。瀬戸イトウですね。よろしくお願いします。ですね、一応こちらからの質問は以上かなと。
1:14:25	いうところで
1:14:29	ヒアリング終わる前にですねヒアリ、今日の振り返りをしたいと思っているんですけども、
1:14:37	関西電力側でホワイトボードとかあれば見せていただきつつ、振り返りをしてもらってもいいでしょうか。
1:14:49	関西電力志和屋でございます。いただいたコメントをちょっとホワイトボードの方にちょっと記載できてないんですけども7点ございます一つ一つ、ちょっとご説明させていただきます。
1:15:00	まず1点目につきましては、QMSの修正のところでございますけれども、参考資料のところですね、今回の記載の誤記修正箇所を確認した時系列っていうところを期待するというのが1点目でございます。
1:15:17	2点目、2点目のところは、工認本文のところ、変更の理由のところにつきまして、記載、先ほど説明した内容のところ記載をさせていただくということで、変更の理由のところを修正をして、
1:15:34	補正申請させていただくというところがございます。
1:15:38	3点目、
1:15:43	3点目
1:15:45	弁今回弁の申請ということでございますけども弁以外の添付資料の扱い、そこにおける評価の扱いというところを、補正申請と
1:15:57	変更認可申請としてどのように扱うのかというところを整理した上で補正申請をすると。
1:16:03	いうところが3点目でございます。
1:16:06	4点目、
1:16:12	意味できる。
1:16:14	4点目、すいません4点目の方は許可整合の資料について、どの設置許可オカが該当するのかっていうところを整理した上で、お示しさせていただくというところが4点目。
1:16:26	5点目につきましては補足説明資料につきまして、表1、ございますけれども、
1:16:34	表1のところの適用条文のところ、
1:16:38	ですね
1:16:41	38条のところですね、適用切りというような形にするというところが、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:16:48	5 点目、その次、同じく補足説明資料の表 2 の添付資料の要否のところの図、配置を示した図面及び系統図の理由のところ、
1:17:00	こちらにつきまして系統図のみというところをわかるように記載を修正するところ。
1:17:06	最後、いただきました工認の申請書において変更の理由と系統図のところ、取りかえのところと修正のところ、
1:17:19	こちらのところについて
1:17:23	以下
1:17:26	このものについて取りかえというような記載で統一させていただくところを考えてございます。
1:17:37	フォーク。
1:17:38	はあ。
1:17:40	衛藤規制庁イトウです。大体おっしゃっていただいたところかとは思いますが、ですけどちょっと 1 点だけ漏れてるところがあって申請書の、
1:17:50	乱丁というか文字が悪くなっているところについては、
1:17:54	対応方針を考えてもらうっていうのと、あと、これがQMS上どういうふうな、
1:18:04	処理がされているのかというところを教えてくださいと思っています。よろしいでしょうか。
1:18:13	関西電力長でございます。承知いたしました認識してございます。
1:18:20	はい。それではよろしいですかね最後に多く調査官からお願いします。はい。規制庁の奥でございます。先ほどのうちの中で、
1:18:31	変更理由元補正の必要性については確認をされたところと思います。
1:18:36	あと補足説明資料の修正についても必要な部分があると思うんですが、今後のスケジュールについてどのようにお考えかご説明お願いよろしいでしょうか。
1:18:45	関西電力塩谷でございます。補正につきましてはここ何とか今月中に間違いないように向けて確認をして対応したいというふうに考えてございます。今月中にもう一度補正申請をさせていただくというスケジュールを考えてございます。
1:19:22	はい。ありがとうございます。
1:19:24	今月中ということになってくると今日はそれ以降ということになってくるので、12 月のに入ってからの処分という形なってくると思いますが、例えば工事の予定ですとかそういった辺りについて支障はないと考えてよろしいでしょうか。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:19:40	関西電力芝でございます。12月中旬までには処分いただければなというふうを考えてるんですけども、
1:19:47	スケジュール的には厳しいでしょうか。
1:19:56	はい。そこは内容オチアイというところもあると思いますので。はい。
1:20:01	出てきたものを見てこちらとして対応考えたいと思います。
1:20:06	関西電力柴でございますありがとうございます。補正の前にもですね補足説明資料等コメントいただいておりますので、そちらにつきましてはできたものから随時、
1:20:17	確認いただければなと思いますので、できたものから、対応させていただきます。
1:20:23	はい。規制庁の奥です。了解しましたよろしく願います。
1:20:29	はい。季節をイトウです。江藤。よろしければこれで本日のヒアリングは終わりたいと思いますけれども、関西電力側から最後に何か
1:20:41	ありますでしょうか。よろしいですか。
1:20:45	関西電力塩谷でございます。特にございません。
1:20:49	はい。規制庁伊東です。本日はササキと予定時間を過ぎてしまって申し訳なかったんですけどもヒアリング、これで終了としたいと思います。ありがとうございました。
1:21:04	ありがとうございました。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。